

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

第一　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシアを仕向地とする石油及び歴青油並びにこれらの調製品等の輸出について承認を要することとすること。
（本則関係）

第二　この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行すること。
（附則第一項関係）

第三　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

（附則第二項関係）